

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言解除後（6月21日以降）の教育活動について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

6月20日をもって政府による緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルスの感染状況は、依然として厳しい状況にあり、東京都においては、まん延防止等重点措置が適用されました。

本措置の適用期間中、各市立学校においては、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、下記のとおり、基本的な感染症対策を一層徹底しながら教育活動を継続してまいります。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様におかれましても御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 感染症対策の徹底

「府中市立学校 感染症予防の手引き」（令和2年10月6日時点）に基づき、感染症対策を講じます。

2 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動の再開

「感染症対策を講じてもお飛沫感染のリスクが高い学習活動」については、「府中市立学校 感染症予防の手引き」（令和2年10月6日時点）に基づき、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施します。

なお、プール指導については、5月17日付のお知らせのとおり実施します。

3 校外学習等の実施

以下の点を踏まえ、2学期以降への繰り越しを含め、実施の可否、内容、方法、代替策、参加できない児童・生徒への対応などを検討します。

なお、本措置の適用期間中に校外学習を実施する場合、その活動範囲は東京都内に限定する。

(1) 校外学習等における感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、バス等の乗車中や食事時の会話を控える等）の事前指導を徹底する。

(2) 同居の家族も含め、児童・生徒の実施前の健康観察を徹底し、保護者への事前説明会や参加確認書の文書等を通して、発熱・体調不良者の参加は認められないことを確実に周知する。

(3) 当日の出発前に、家庭及び学校で児童・生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行う。発熱等の体調不良の場合には、参加を認めない。

(4) 実施中の体調不良者の発生等の場合に、組織的な対応ができるよう、対処方法や、救急及び緊急連絡体制を確認する。

(5) 食物アレルギーや既往症等、健康上配慮を要する児童・生徒の参加について、学校は、保護者に対して、事前に主治医の指示を受けたうえで担任に相談するなど、事故の未然防止の徹底に向けた協力依頼を行う。

4 保護者との円滑な意思疎通の確保

夏季休業や宿泊行事を控え、保護者への連絡や家庭からの情報提供等、円滑な意思疎通が確保できるよう配慮します。保護者会を開催する場合には、保護者が安心して参加できるよう事前に内容・方法及び所要時間等とともに、参加できない場合の対応等について連絡します。

5 クラブ活動・部活動等の取扱い

次の点に留意し、感染症対策を徹底した上で実施します。

ただし、運動不足となっている状況や、感染に対する不安などに配慮し、熱中症の防止を含め安全を最優先して実施します。

- 児童・生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して実施する。また、感染に対する不安等に配慮し、参加に当たっては、児童・生徒の自主的・自発的な参加を尊重する。
- 運動時（更衣時や休憩時等を除く。）には、身体的距離を確保した上でマスクを外すことを原則とし、こまめに水分を補給させるなど、十分な熱中症対策を講じる。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。
- 活動日については、各部、週当たり平日4日以内、土曜又は日曜に実施する場合はいずれか1日とする。また、活動時間は、平日2時間以内、週休日（祝日等を含む。）は3時間以内とする。その他については、「府中市立中学校運動部活動の方針」及び「府中市立中学校文化部活動の方針」に則って活動する。
- 大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とするが、実施する場合には、生徒の健康観察を確実にを行うとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数とするなどの感染症対策を徹底した上で、保護者の同意の下に行う。
- 東京都中学校体育連盟が主催する競技大会や東京都中学校吹奏楽連盟が主催するコンクールなどが実施される場合は、保護者の同意の下、感染症対策を徹底した上で大会参加とする。

6 家庭における感染症対策のお願い

(1) 家庭における感染症対策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（御家族に何らかの症状が見られる場合は、無理せず児童・生徒等を休養させてください。）

(2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をしております。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけ医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。

7 その他

今後、緊急事態宣言の期間延長や、まん延防止等重点措置の適用などにより、対応に変更が生じた場合は、別途お知らせします。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第五中学校

TEL 042(363)9125